

第4章 基本目標Ⅳ：快適環境

すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち



① 施策の実施状況

リーディングプロジェクト

● 路上喫煙・ポイ捨て対策（資料 P.95）

たばこの火による事故や、吸い殻等のポイ捨てによるごみの散乱の問題が、現在大きな社会問題になっています。

区では平成23年5月に区内全域「路上喫煙・ポイ捨て禁止」を基本とした『路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例』を定め、安全で快適な街づくりを進めています。

- ・ 路上喫煙・ポイ捨て防止パトロール（P.56）
- ・ もっときれいな街づくりの推進
（シルバースターズ）（P.56）
- ・ ごみゼロウィーク（P.57）
- ・ 路上喫煙・ポイ捨て防止等各種啓発（P.58）
- ・ 路上喫煙率の調査（P.58）
- ・ 指定喫煙所の設置（P.59）
- ・ 民間事業者等による公衆喫煙所設置等助成（P.60）
- ・ 灰皿ボランティア制度（P.60）



路上喫煙禁止のポスター

成果指標	基準値 (H29年度)	目標値 (R12年度)	目安値 (R5年度)	実績 (R5年度)	目安値の 進捗状況
路上喫煙率	0.07%	0.03%	0.05%	0.03%	

《評価・分析》

年々、路上喫煙率は低下してきていますが、公園禁煙化や東京都受動喫煙防止条例等の施行による屋内での喫煙の規制強化等に伴い、路上喫煙者の増加が懸念されています。

《今後の取組み》

路上喫煙・ポイ捨て防止パトロールの効果的な実施や区におけるルールのお知らせや啓発活動等を行い、更なる路上喫煙・ポイ捨ての減少を目指していきます。（環境保全課 環境美化グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する

● 大気汚染物質の測定（資料 P.87・88）

▶ 大気環境の監視（用語解説 P.101・102・106）

人の健康や生活環境に影響を及ぼす恐れのある大気汚染の原因となる主な物質には、二酸化窒素や浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素、光化学オキシダントなどがあります。

区では、3か所の大気汚染常時測定室を設置し、これらの物質に加え、大気汚染に影響を及ぼしやすい風向・風速・温度・湿度について常時監視しています。

長崎測定室は、施設の移転準備に伴い令和4年度に測定を休止し、令和5年度途中より要町測定室として区民ひろば要（要町1-5-1）内にて、測定を開始しました。

成果指標	基準値 (H29年度)	目標値 (R12年度)	目安値 (R5年度)	実績 (R5年度)	目安値の 進捗状況
大気汚染物質の 環境基準達成状況	80.0%	100.0%	89.2%	80.0%	

〈環境基準の達成状況〉

物質名	二酸化窒素			浮遊粒子状物質			二酸化 硫黄	一酸化 炭素	光化学 オキシダント
測定室	池袋	巣鴨	要町	池袋	巣鴨	要町	要町	池袋	巣鴨
R5年度	○	○	—	○	○	—	—	○	×
R4年度	○	○	—	○	○	—	—	○	×
R3年度	○	○	○	○	○	○	○	○	×
R2年度	○	○	○	○	○	○	○	○	×
R1年度	○	○	○	○	○	○	○	○	×

▶ 光化学スモッグ（用語解説 P.102）

光化学オキシダントが気象条件等により高濃度になり、白くモヤがかかったような状態を「光化学スモッグ」といいます。光化学スモッグが発生すると、目の痛み、息苦しさ、頭痛など人体への影響が出る場合があります。

大気中の光化学オキシダント濃度は、環境基準が達成されないまま横ばい傾向を続けており、気象条件によっては光化学スモッグが多発することもあります。高濃度の光化学オキシダントの発生が継続する場合は、「光化学スモッグ注意報」が発令され、学校などでの屋外活動が制限されることがあります。



▶ 幹線道路沿いの二酸化窒素濃度

区では、大気汚染常時測定を補完するため、幹線道路における二酸化窒素濃度の現況の把握を目的に、簡易測定器による二酸化窒素濃度の個別調査を実施しています。令和5年度は16路線で実施し、最高値は0.036ppm（山手通り）、最低値は0.017ppm（補助78号線）でした。

《評価・分析》

大気環境は、平成12年度の東京都のディーゼル車規制以降少しずつ改善され、都内では光化学オキシダントを除いておおむね環境基準を達成しています。夏季は、気温が高く日射量が多いことから、光化学スモッグ注意報が発令されることがあり、特に注意が必要です。光化学スモッグの原因物質であるVOC（揮発性有機化合物）及び窒素酸化物の排出削減対策を広域的に実施することが重要です。

《今後の取組み》

大気汚染状況の監視を継続し、区民に情報提供するとともに、VOCを取り扱う工場等への指導や、一般家庭やオフィスにおけるVOC排出削減についての周知啓発により、VOC排出削減対策を進め、大気環境の改善を目指します。（環境保全課 公害対策グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

IV-1 健康・快適な環境を保全する

● 交通騒音・振動（資料 P.89・90・91）

区では、自動車及び鉄道の騒音・振動調査をしています。

幹線道路交通に関しては、自動車騒音の常時監視（環境基準調査）、自動車騒音・振動調査（要請限度調査）、交通量調査をしています。

鉄道に関しては、在来線には環境基準が定められていませんが、「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル」等に準じた測定をしています。



鉄道騒音・振動測定の様子

《評価・分析》

道路の環境基準の達成状況は、令和5年度に評価した区間の全体で昼間で96.1%、夜間で91.2%でした。鉄道については、在来線は基準がありませんが、新幹線鉄道騒音の環境基準を参考に比較すると、基準を超えています。

《今後の取組み》

測定結果は道路や鉄道の管理者等に報告し、騒音・振動の低減対策を進めるよう要望していきます。（環境保全課 公害対策グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

IV-1 健康・快適な環境を保全する

● 環境アセスメント（環境影響評価）

環境に著しい影響を及ぼす恐れのある道路、鉄道、工場、高層建築物などの対象事業を実施するとき、事業者があらかじめ周辺の環境に与える影響を事前に調査、予測および評価してその結果を公表し、住民、自治体や専門的立場からの審査、意見を聴いて環境に配慮された事業になるよう手続きが進められます。

現在、区に關係する手続き中の事業は、首都高速中央環状新宿線（目黒区青葉台～豊島区南長崎間）建設事業、首都高速中央環状新宿線（豊島区南長崎～板橋区中丸町間）建設事業です。

《評価・分析》

公害の発生や自然環境の喪失が起こると、健康で快適な生活を損なうばかりでなく、回復が困難な場合もあります。良好な環境を保全していくためには未然防止対策が重要です。令和5年度は、新たな事業はありませんでした。

《今後の取組み》

手続き中の事業に関して、法令に基づき区民への影響についての意見書の提出や評価書等について区民への縦覧等を行います。（環境保全課 公害対策グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

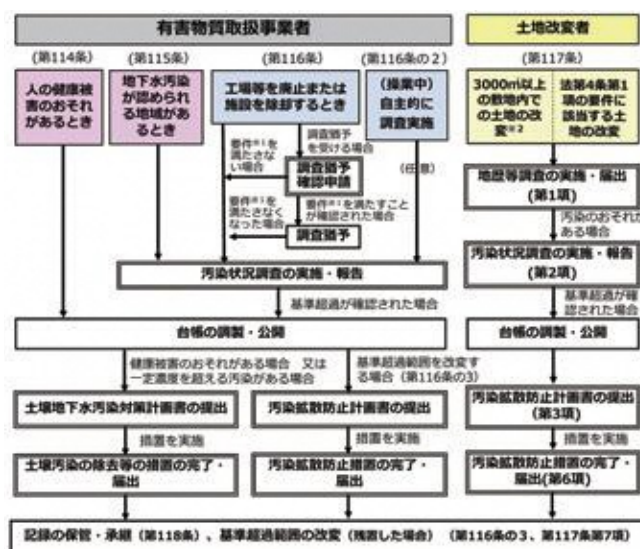
IV-1 健康・快適な環境を保全する

● 土壌地下水汚染対策（資料 P.92）（用語解説 P.101）

有害物質を取り扱った履歴のある工場等を廃止するときや、一定規模以上の土地の改変をするときなどに、調査や対策が義務付けられています。区では、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、環境確保条例）に基づき、工場・指定作業場の廃止の際の土壌汚染対策について指導をしています。

一方、土壌汚染は人への健康影響のほか、不動産価値へも影響を与えるため、不動産関係業者は不動産取引の際に關係情報を収集する必要があります。区では、窓口やホームページで法令による土壌汚染調査義務の有無に關連する工場等の事業場の情報提供をしています。

地下水汚染の状況の監視については、東京都が水質汚濁防止法に基づき行っています。区では、有害物質を取り扱っている工場の周辺の地下水を調査しています。



環境確保条例の土壌汚染対策に係るフロー図

《評価・分析》

土壤汚染に関する届出件数は、年により変動がありますが、基準超過が確認される割合は、調査全体の約 2 割ほどです。令和 5 年度は、5 件の調査のうち 1 件に基準超過が確認されました。

不動産関係業者の土壤汚染情報調査は平成 15 年の土壤汚染対策法施行以降増加しています。

令和 5 年度の地下水の調査結果は、例年から大きな変化はありませんでした。

《今後の取組み》

土壤汚染が判明した際には、周辺住民と事業者双方が土壤汚染による健康影響について正しく理解することが重要です。区は、事業者への指導や周辺住民への情報提供、事業者と周辺住民とのコミュニケーションの橋渡しなど、安全安心に関する取組みを進めていきます。(環境保全課 公害対策グループ)

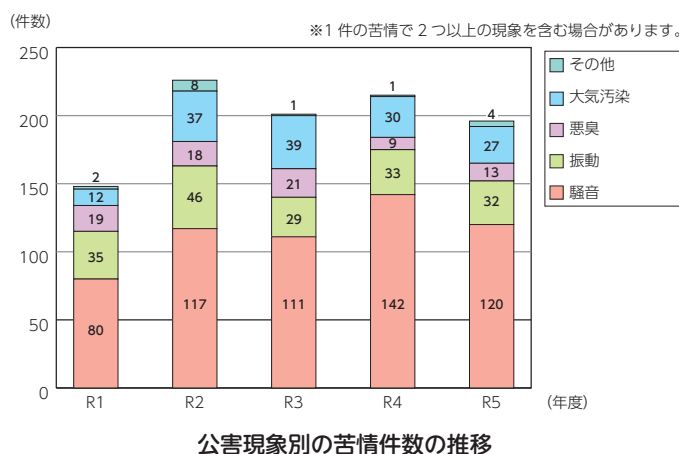
【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-1 健康・快適な環境を保全する

● 公害苦情（資料 P.92）

区には、騒音、振動、悪臭等の公害に関する様々な苦情が寄せられています。公害苦情で特に多いのは建設・解体工事に伴う騒音苦情です。区では、これらの苦情現象の改善のため、法令に基づいた指導や、注意などを実施しています。

また、区では、騒音計や振動計の貸し出しをしています。



《評価・分析》

令和 5 年度は例年の傾向と同様、建設工事に関する騒音・振動苦情が最も多く、続いて飲食店に関する騒音や悪臭の苦情が多い状況です。

《今後の取組み》

関係する届出を受け付けた際の指導や注意喚起、建設工事の立入検査による状況把握などにより、公害苦情に関する未然防止や迅速対応に努めます。(環境保全課 公害対策グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-1 健康・快適な環境を保全する

● 建設作業に関する規制（資料 P.93）

騒音規制法・振動規制法では、さく岩機を使用する作業など、著しい騒音や振動を発生する作業（特定建設作業）について、事前の届出や基準、作業時間の制限を規定しています。

特定建設作業に該当しない作業についても、使用する重機によっては環境確保条例の指定建設作業に該当し、基準や作業時間の制限があります。



解体工事は、騒音や振動が発生しやすく、住居が近接した都内では近隣住民の理解が得られない場合があります。区では、「豊島区建築物等の解体工事における事前対策等に関する要綱」により、一定要件の建物を解体する場合に、標識の設置と近隣住民への説明を指導しています。

《評価・分析》

令和5年度の特定建設作業の届出件数は、騒音規制法及び振動規制法合わせて501件で、前年度より37件減少しましたが、未だ標識が未設置で解体工事を行っているケースが見られます。

《今後の取り組み》

建設工事は公害苦情の約7割を占めています。事前周知により苦情を防げることもあるため、要綱による事前周知について事業者への周知啓発の強化に取り組みます。令和6年度に、事業者の負担軽減と法令遵守の徹底を図るため、区要綱の一部を改正します。（環境保全課 公害対策グループ）

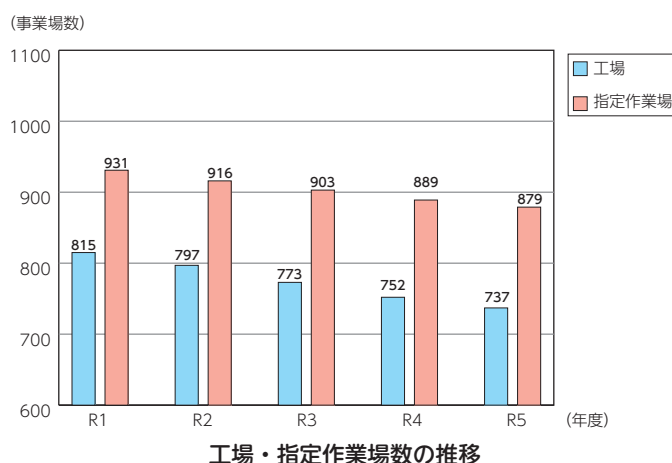
【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-1 健康・快適な環境を保全する

● 工場等事業場の認可、届出、規制指導（資料 P.93）

騒音や振動等の公害が発生しやすい作業を行う工場等の事業場には、公害の未然防止の観点から、認可や届出等を義務付け、立地の制限や規制基準の遵守を求めています。

これらの対象事業場は、作業内容や使用機械の規模によって、環境確保条例では「工場」もしくは「指定作業場」、騒音規制法や振動規制法では「特定施設」として定めています。



《評価・分析》

工場等の件数は年々減ってきており、令和 5 年度は、前年度より工場が 10 件、指定作業場が 15 件の減少となっています。苦情の対象となるケースも建設作業と比べると少ない状況です。

《今後の取組み》

工場等の認可・届出の際の指導により基準遵守の徹底を推進します。(環境保全課 公害対策グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

IV-1 健康・快適な環境を保全する

● 中高層集合住宅の建築における事前協議 (資料 P.94)

ワンルームマンションなどの中高層集合住宅による生活騒音等の公害の発生を未然に防ぐため、「中高層集合住宅建築物の建築に関する条例」に基づき、エアコン室外機や給湯器などによる騒音発生抑制について、集合住宅の設計時に事前協議を行っています。

《評価・分析》

令和 5 年度の事前協議件数は 35 件で、前年度より 9 件減少しました。

《今後の取組み》

マンション需要は維持されることが見込まれるため、建築後の周辺住民による苦情が発生しないよう、丁寧な指導を行います。(環境保全課 公害対策グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

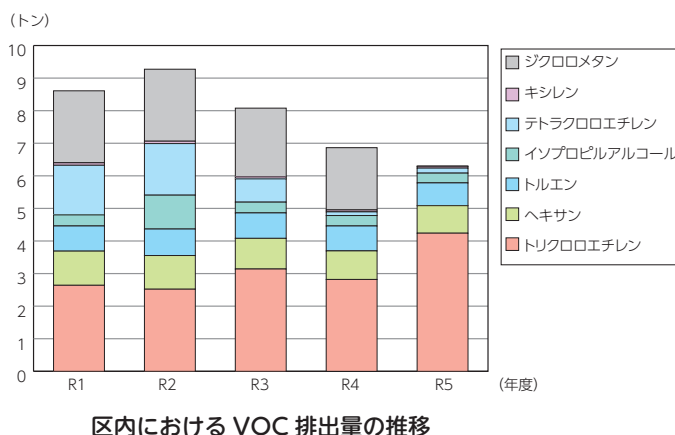
IV-1 健康・快適な環境を保全する

● 化学物質の適正管理・VOC対策 (資料 P.94) (用語解説 P.107)

大気中の VOC(揮発性有機化合物) は、光化学オキシダントや PM2.5 の原因となります。工場等からの VOC 排出量は、以前と比較すると減少していますが、前述のとおり光化学オキシダントは環境基準を達成していないため、さらなる排出抑制が必要です。なお、都内では、一般家庭やオフィスからの VOC 排出量は、約 23%と推計されています(令和 2 年度 東京都調査)。

東京都は、VOC 対策ガイドの配布や、セミナーの実施、アドバイザーの派遣などにより、事業者に対して排出抑制を呼び掛けています。

区では、事業所への立ち入り指導を行っています。環境確保条例では、工場等において「適正管理化学物質」を年間 100kg 以上使用した場合に使用量等報告書の届出が義務付けられています。



取組指標	基準値 (H29年度)	目標値 (R12年度)	目安値 (R5年度)	実績 (R5年度)	目安値の 進捗状況
化学物質の適正管理に関する指導	5回/年	5回/年	5回/年	5回/年	

《評価・分析》

令和5年度の工場等からのVOC排出量は、使用溶剤を変更した工場があったため、ジクロロメタンが減少し、トリクロロエチレンが増加しましたが、合計では前年度より減少しています。

《今後の取組み》

光化学オキシダントやPM2.5の発生抑制のため、工場等への立ち入り指導、一般家庭やオフィスへの情報発信等を通じてVOC排出削減を推進します。(環境保全課 公害対策グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

IV-1 健康・快適な環境を保全する

● アスベストの飛散防止対策（資料 P.94）（用語解説 P.100・104）

吹付けアスベスト等の飛散性アスベストを使用している建物の解体・改修工事を行う際には、大気汚染防止法や環境確保条例に基づき、事前にアスベスト工事の届出をすることになっています。区では、アスベスト飛散防止対策が適切に行われることを、書面と現地調査にて確認します。また、令和4年度からは、建物の解体・改修工事を行なう際には、アスベストの含有有無に関わらず事前調査結果の報告が必要になりました。



鉄骨に吹付けられたアスベスト

《評価・分析》

令和5年度は前年度に比べ、アスベスト工事の届出件数が7件減少しています。解体工事件数は増加傾向にあり、令和10年ごろにピークを迎えるとされています。今後、アスベストが使用されている建築物について、解体や改修が行われるケースが増加することが予想されます。

《今後の取組み》

解体や改修工事を行う事業者が適正に施工を行うよう、アスベスト調査や、工事の際のアスベスト飛散防止対策について立入検査を実施しアスベストの飛散防止の徹底に取り組みます。(環境保全課 公害対策グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

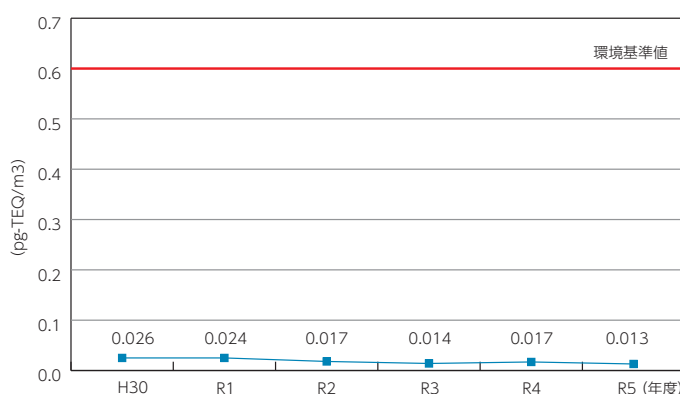
IV-1 健康・快適な環境を保全する

● ダイオキシン類（資料 P.94）（用語解説 P.105）

ダイオキシン類は、ものが燃えることで生成されます。

区では、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「一組」）と合同で、区内 5 地点の大気および、6 地点の土壌の測定を行っています。

一組では大気、土壌のほか、豊島清掃工場の排気ガス、排水などの測定を行っています。



大気中ダイオキシン類濃度の推移

《評価・分析》

測定結果はいずれも環境基準を大きく下回っています。

《今後の取組み》

継続的にダイオキシン類濃度を把握するため、引き続き測定を行います。（環境保全課 公害対策グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

IV-1 健康・快適な環境を保全する

● 放射能・放射線（資料 P.95）

平成 23 年 3 月に起こった原発事故により、都内にも放射性物質が飛散しました。区では、同年 6 月から測定を実施しています。

平成 23 年から平成 24 年にかけて実施した学校、幼稚園、認可保育所及び公園等の詳細測定の結果、区内には高線量（「豊島区放射性物質対策ガイドライン」の目標値である $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を超える放射線量）の地域はありませんでした。一部の雨水のたまりやすい場所に、局所的に高線量の場所がありましたので、除染を実施しました。

平成 27 年には、池袋本町電車の見える公園で放射性物質「ラジウム 226」が封入されたカプセルが埋まっていたために、高い放射線量が検出されました。当該カプセルは発見後速やかに除去し、公園内の詳細な測定により安全を確認しました。その後区内の学校、幼稚園、保育所、公園等、子どもが利用する施設 243 施設について詳細に測定し、すべての施設で安全を確認しました。

現在区では、南池袋公園にて定期的に空間放射線測定を実施しています。また、簡易放射線測定器の貸出しをしています。



空間放射線測定の様子

《評価・分析》

令和5年度の南池袋公園における空間放射線量は、これまでの測定結果同様、安定した低い値で推移しています。

《今後の取組み》

区の測定のほか、東京都ホームページで公表されているモニタリングポストによる測定結果等について注視し、非常時には職員が速やかに状況確認できるよう測定体制を整えるとともに、局所的に高い値が確認された際には、迅速に除染等の対応をします。(環境保全課 公害対策グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-1 健康・快適な環境を保全する

● 繁殖期のカラス対応 (資料 P.92)

毎年、4月から7月にかけてカラスが繁殖期を迎え、巣作りをして卵やヒナを育てます。この時期のカラスは、卵やヒナを守るため巣に近づく人を襲うことがあります。

人を襲うなど緊急を要する場合に、個人宅の巣の撤去や、巣から落下したヒナの回収などの対応をしています。

《評価・分析》

巣落としや落下ヒナ捕獲の件数は年によって増減はあるものの、相談件数は前年度と比べて、若干減少しました。

《今後の取組み》

引き続き緊急対応と合わせて、カラスの被害を減らす対策を広報などで周知していきます。(環境保全課 公害対策グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する

● ハクビシン・アライグマ (資料 P.92)

豊島区内でハクビシンやアライグマが目撃されています。見かけただけでは心配ありませんが、屋根裏に入り込まれたり、家庭菜園などが食い荒らされたりすることがあります。

区では、被害が実際に生じている一般住宅内等にハクビシン・アライグマを捕獲するための箱わなを設置しています。



撤去したカラスの巣



箱わな

《評価・分析》

箱わなの設置、ハクビシン・アライグマの捕獲等の件数は年によって増減はあるものの、令和 5 年度の相談件数は前年と比べて減少しています。

《今後の取組み》

区民からの目撃情報や箱わなの設置場所の提供など、地域と連携してハクビシン・アライグマの被害防止対策の取組みを行っていきます。(環境保全課 公害対策グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する

● 路上喫煙・ポイ捨て防止パトロール（資料 P.95）

路上喫煙やポイ捨て対策について、より効果的な施策を展開するため、路上喫煙・ポイ捨てに対して直接指導するパトロールを実施しています。

取組指標	基準値 (H29年度)	目標値 (R12年度)	目安値 (R5年度)	実績 (R5年度)	目安値の 進捗状況
路上喫煙・ポイ捨て防止 パトロールの時間数	8,432 時間 / 年	10,000 時間 / 年	9,156 時間 / 年	10,321 時間 / 年	

《評価・分析》

令和 5 年度は、パトロールを年間で 10,321 時間、パトロールによる指導は 58,774 件行いました。

《今後の取組み》

公園禁煙化や東京都受動喫煙防止条例等の施行による屋内での喫煙の規制強化等に伴い、路上喫煙者の増加も懸念されることから、パトロールを強化し、路上喫煙・ポイ捨てを防止します。(環境保全課 環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する

● もっときれいな街づくりの推進（としまシルバースターズ）（資料 P.95）

お揃いの赤いユニフォームを着た「としまシルバースターズ（シルバー人材センターへ委託）」の皆さんが、池袋駅周辺で来訪者等へごみのポイ捨て禁止を周知しながら、ポイ捨てごみの回収等を行っています。

《評価・分析》

区民の方だけでなく来街者からも感謝の言葉をいただき、池袋のイメージアップや高齢者のいきがい創出につながっています。



としまシルバースターズ

《今後の取組み》

池袋駅周辺において、通常の活動に加え、区が実施するイベント協力など、今後も意欲的に活動を展開していきます。(環境保全課 環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する

● ごみゼロウィーク (旧 路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン) (資料 P.95)

令和3年度より名称を変更して、区内 JR 各駅周辺の清掃活動等を行っています。また、クリーンサポーターをはじめとする各団体には、ごみゼロウィークにあわせて、地域での自主的な清掃活動を行っていただいています。

路上喫煙やポイ捨てについては、喫煙者等のモラルやマナーの向上に向けたさらなる取組みが必要であり、区民、事業者、区が一体となってキャンペーンを展開しています。



ごみゼロウィークの様子

取組指標	基準値 (H29年度)	目標値 (R12年度)	目安値 (R5年度)	実績 (R5年度)	目安値の 進捗状況
ごみゼロウィークの 開催回数	12回/年	18回/年	15回/年	7回/年	

《評価・分析》

令和5年度は7回実施し、延べ832人の方にご参加いただきました。多くの区民、事業者の皆さまのご協力のもと、継続的にキャンペーンを実施しています。

《今後の取組み》

年間実施回数や時代のニーズにあったキャンペーン内容を検討し、効果的な喫煙ルールとポイ捨て禁止の周知を行っていきます。(環境保全課 環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する

● 路上喫煙・ポイ捨て防止等各種啓発（資料 P.95）

路上喫煙やポイ捨てをなくすため、路上啓発標示や看板の設置、池袋駅周辺の路上での啓発放送等を行い、区民や来街者へ周知しています。また、区と地元住民、警察と連携して①ポイ捨て防止対策、②客引きへの注意、③違法看板への指導を一斉に行う環境浄化パトロールを実施しています。



路上シール



環境浄化パトロール

取組指標	基準値 (H29年度)	目標値 (R12年度)	目安値 (R5年度)	実績 (R5年度)	目安値の 進捗状況
路上喫煙・ポイ捨て禁止 啓発路上シールの貼付数	115 枚 / 年	200 枚 / 年	154 枚 / 年	171 枚 / 年	

《評価・分析》

さまざまな方法で啓発を行い、豊島区内全域で路上喫煙・ポイ捨て禁止となっていることを周知してきました。そのことは、路上喫煙率の減少や喫煙、ポイ捨てへの意識の向上につながっています。令和5年度は、新たに171枚の啓発路上シールを貼付しました。

《今後の取組み》

豊島区を訪れた誰もが喫煙・ポイ捨てに関するルールが認識できるように、啓発方法について検討していきます。また、環境浄化パトロールの取組みも引き続き進めます。（環境保全課 環境美化グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

IV-2 美しいまちづくりを推進する

● 路上喫煙率の調査（資料 P.95）

平成22年10月より区内での路上喫煙率の調査を開始しました。各調査地点で年間2回の調査を行っています。

【調査地域】

池袋駅、駒込駅、巣鴨駅、大塚駅、目白駅、椎名町駅、東長崎駅、北池袋駅、下板橋駅、東池袋駅、要町駅、千川駅、雑司が谷駅、西巣鴨駅 全14駅

【調査方法】

午前8時30分～午前9時00分の朝方と午後4時30分～午後5時00分の夕方の時間帯の30分間、通過者に対する喫煙者の割合を調査しています。

$$\text{喫煙率（％）} = \text{喫煙者} \div \text{通過者} \times 100$$

《評価・分析》

令和5年度の路上喫煙率は0.03％となり、駅前における路上喫煙者は年々減少傾向にあります。

《今後の取組み》

今後も継続的に調査を行い、路上喫煙対策に活かしていきます。（環境保全課 環境美化グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する

● 指定喫煙所の設置

路上分煙の徹底を図るため、喫煙所を池袋駅周辺に設置しています。



池袋駅東口喫煙所



池袋駅周辺の主な喫煙所
(令和6年4月現在)

《評価・分析》

現在、池袋駅周辺に2カ所の指定喫煙所を設置していますが、常時多くの喫煙者の方に利用していただいております。煙の拡散やたばこの吸い殻のポイ捨て等の防止に効果を発揮しています。

《今後の取組み》

喫煙所の環境整備に努め、喫煙者が利用しやすい環境を整えることにより、分煙を徹底していきます。（環境保全課 環境美化グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する

● 民間事業者等による公衆喫煙所設置等助成（資料 P.95）

令和 4 年度より、路上喫煙・ポイ捨てや受動喫煙の防止を目的として、一般に利用可能な喫煙所の設置等に係る費用の助成を行っています。

《評価・分析》

この制度を活用した公衆喫煙所が令和 4 年度と令和 5 年度にそれぞれ 1 件、設置されました。多くの喫煙者の方にご利用いただき、路上喫煙やポイ捨て防止の一助になっています。



制度を活用し設置された喫煙所

《今後の取組み》

事業者に対する制度の周知を図り、さらに公衆喫煙所の設置を進めていきます。

【関連する環境基本計画の施策の方向】

IV-2 美しいまちづくりを推進する

● 公園等の禁煙化（資料 P.95）

公園は、区内の園庭のない私立保育園の園児など、地域の子どもたちの遊び場や自然に触れる貴重な空間となっています。子どもを受動喫煙から守るため、区内公園等の全面禁煙化を段階的に行いました。

《評価・分析》

区内の公園・児童遊園等は令和 2 年度で全面禁煙化を完了しました。

《今後の取組み》

公園の巡回パトロールの際は喫煙者への注意指導を行い、利用ルールの徹底を図っていきます。（公園緑地課 公園管理グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

IV-2 美しいまちづくりを推進する

● 灰皿ボランティア制度（資料 P.95）

路上喫煙やたばこの吸い殻のポイ捨てを防止し、街の環境美化を進めるため、企業から提供を受けた「スタンド灰皿」を、区が商店会などと協定を結び、各店舗に貸与する制度です。

管理者となった各店舗は、「スタンド灰皿」の出し入れや清掃などの維持管理を行います。



ボランティア灰皿

《評価・分析》

灰皿ボランティア制度による灰皿は減少する一方で、灰皿の設置により街の環境美化が保たれているという意見も設置者等から出されています。

《今後の取組み》

灰皿の管理者と協議をしながら、灰皿の適正な管理に努めます。(環境保全課 環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する

● ごみゼロデー (資料 P.96)

毎年5月30日を、としまがいちばんきれいになる日「ごみゼロデー」として、区内の町会・商店会・学校・事業所等の関係機関に対し、区内全域での一斉清掃への協力を呼びかけています。

事業内容	・地域の清掃活動 ・職員清掃活動 ・違法看板等撤去指導 ・放置自転車等対策キャンペーン ・不法投棄パトロール
------	--

成果指標	基準値 (H29年度)	目標値 (R12年度)	目安値 (R5年度)	実績 (R5年度)	目安値の 進捗状況
ごみゼロデー 参加人数	15,452人/年	16,000人/年	15,705人/年	11,177人/年	

《評価・分析》

令和5年度は、11,177人の方にご協力いただきました。目安値には達していませんが、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時減少した参加人数は回復傾向にあります。

《今後の取組み》

更なる参加人数の増加に向け、広く周知を行っていきます。(環境保全課 環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する

● ごみ拾い SNS ピリカ (資料 P.96)

令和4年度より、ごみ拾い SNS ピリカを活用し、区内のごみ拾い活動の参加人数や拾われたごみの数などを把握できるようにしました。誰でも気軽に楽しく清掃活動に参加できる取組みを行っています。



ピリカ ロゴマーク

《評価・分析》

令和5年度のピリカを通じての清掃活動の参加人数は2,965人でした。参加者同士で「ありがとう」やコメントを送り合うことができ、モチベーションの維持につながっています。

《今後の取組み》

ピリカの活用により、清掃活動への意欲向上や参加者同士の交流を促し、多様な主体と連携した環境美化活動の推進を図ります。(環境保全課 環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する

● 環境美化活動支援（資料 P.96）

環境美化の推進を図るため、自主的に美化清掃活動を行うボランティア等の団体に対し、清掃用具の貸出しを行っています。

《評価・分析》

令和5年度は環境美化支援活動により延べ103団体・967人の方が清掃活動に取り組んでいただきました。

《今後の取組み》

清掃用具の貸出し制度について更に周知し、自主的な清掃活動を行う企業・団体を支援していきます。(環境保全課 環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する

● 地域落書き消去活動（資料 P.96）

落書きは街の美観を損ねるばかりでなく、そのまま放置しておくとうるはしの治安の悪化にもつながります。令和2年7月、二十三区で初の落書きに特化した「豊島区落書き行為の防止に関する条例」を制定しました。

落書きのないきれいで安全・安心な街づくりを進めるため、地域の町会や商店会、学校などと連携し、より広い地域での活動を行っています。

《評価・分析》

令和5年度は、地域落書き消去活動は実施されませんでした。区内の大規模落書きが減少し、活動数は減少傾向にあります。

《今後の取組み》

町会や商店街などと連携し、必要に応じて活動を行っています。(環境保全課 環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する

● 落書き消去支援事業（資料 P.96）

落書きの早期発見・早期消去を実現するため、ご自宅の壁や店舗のシャッターなどに書かれた落書きをご自分で消去できるよう、区では落書き消去剤の貸与や消去方法のアドバイスなどを行っています。

《評価・分析》

大規模な落書きが減少していることなどから、申請数は減少傾向にあります。

《今後の取組み》

豊島区で落書き消去剤を貸与していることを周知し、支援事業の普及に努めます。（環境保全課 環境美化グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する

● 定期的な落書き消去（資料 P.96）

豊島区における環境美化対策の一環として、街の美観を損なっている落書きの消去活動を定期的に実施しています。

巡回による定期的な消去活動の実施により、落書きは大幅に減少しています。

《評価・分析》

シルバー人材センターに委託し、年6回程度実施しています。定期的な消去は、景観のみではなく、治安の維持という面でも効果的です。

《今後の取組み》

今後も継続的に取り組み、落書きの早期発見・消去に努めます。（環境保全課 環境美化グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する



委託による落書き消去

● 地域ガム取り活動（資料 P.96）

きれいな道路環境を推進するため、地域の商店会や学校等と連携し、駅前などの特に汚れた地点を中心にガム取り活動をしています。最新のガム取り機を活用することにより、取り残しの少ない除去が可能となっています。

《評価・分析》

道路に捨てられるガムが減少していることから、実施回数は減少傾向にあり、令和5年度は0件でした。



ガム取り活動の様子（池袋駅西口）

《今後の取組み》

引き続き地域の方と協働したガム取り活動を周知し、環境整備と啓発に努めます。
(環境保全課 環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する

● ガム取り支援事業（資料 P.96）

きれいな道路環境を推進するため、ガム取りをしていただけるボランティア、団体、企業等の皆さまにガム取り用具の貸出しを行っています。貸出しできるものは、ガム取りヘラ、ガム取り機で、併せて用具の使用方法等のアドバイスも行っています。

《評価・分析》

令和5年度は、延べ8団体・93人の方に貸し出しを行い、道路のガム取りに取り組んでいただきました。



ガム取り機

《今後の取組み》

他の清掃用具に比べて貸出件数が少ないため、貸出件数増加を目指し、積極的に周知を行っていきます。(環境保全課 環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する

● 定期的なガム取り（資料 P.96）

豊島区における環境美化推進の一環として、ガム取り作業を定期的の実施しています。ガム取り機を導入し、取り残しの少ない除去活動を行っています。

《評価・分析》

シルバー人材センターに委託し、月1回程度実施しています。定期的にガム取りを行うことにより、道路環境の維持に努めています。



委託によるガム取り

《今後の取組み》

引き続き定期的なガム取り活動を行い、道路環境の維持に努めます。（環境保全課 環境美化グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する

② その他の成果指標と取組指標

● 成果指標

成果指標	基準値 (H29年度)	目標値 (R12年度)	目安値 (R5年度)	実績 (R5年度)	目安値の 進捗状況
「道路や公園、街角などにポイ捨てや落書きがなくきれいである」について、肯定的な回答をする区民の割合	30.4%	35.0%	32.5%	35.8%	

● 取組指標

取組指標	基準値 (H29年度)	目標値 (R12年度)	目安値 (R5年度)	実績 (R5年度)	目安値の 進捗状況
環境調査に関する 情報発信回数	19回/年	19回/年	19回/年	19回/年	

《評価・分析》

「道路や公園、街角などにポイ捨てや落書きがなくきれいである」について、肯定的な回答をする区民の割合は、令和5年度の目安値を上回る結果となりました。

《今後の取組み》

区民からの肯定的な回答の割合が高まるよう、路上喫煙・ポイ捨て防止や落書き防止などの環境美化対策を強化し、安全・安心・快適な街づくりを進めていきます。（環境保全課 環境美化グループ・公害対策グループ）